

まちづくり懇談会資料

住民生活課

街路灯設置補助規則の改正

1. 設置費及び修理

1) LED化 1基当りの限度額

平成26年度まで

- ・照明器具及び灯柱 $25\text{万円} \times 60\% = 15\text{万円}$
- ・基礎工事費 $5\text{万円} \times 60\% = 3\text{万円}$

平成27年度から

- ・照明器具 $5\text{万円} \times 60\% = 3\text{万円}$
- ・灯柱及び基礎工事費 $25\text{万円} \times 60\% = 15\text{万円}$

2) LED以外 限度額の 50%補助

限度額を超えた場合は自己(町内会・自治会)負担

2. その他の補助を受けた場合

平成26年度まで

- ・他の補助金を差し引いた残りの額の60%

平成27年度から

- ・他の補助金が60%以上の場合
無し
- ・他の補助金が60%未満の場合
町補助金から他の補助金を差し引いた額